

平成29年 3 月 28 日

事業者各位

枚方市財務部
総合契約検査室契約課

調査基準価格及び最低制限価格の算定における 算出基礎の見直しについて

平成29年3月14日付けで、枚方市の建設工事における調査基準価格及び最低制限価格の算出基礎となっている「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正されました。

ついては、同改正に準じ、「枚方市低入札価格調査実施要綱」及び「枚方市最低制限価格の設定に関する要綱」を制定（一部改正）し、算出基礎を見直しました。

なお、新たな算出基礎は、平成29年4月1日以降に発注する建設工事案件から適用します。

	新（平成29年4月1日以降）		旧（平成29年3月31日まで）	
調査基準価格及び最低制限価格	イ	直接工事費の額に100分の <u>97</u> を乗じて得た額	イ	直接工事費の額に100分の <u>95</u> を乗じて得た額
	ロ	共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額	ロ	共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
	ハ	現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額	ハ	現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
	ニ	一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額	ニ	一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

※ 施行日：平成29年4月1日

※ 平成29年2月20日付け（財契第124号）「平成29年度入札・契約制度の改正等について」により通知しました建設工事における単価契約の最低制限価格（最低基準価格）の算出についても同様に変更します。

新たな算出基礎を反映させた「枚方市低入札価格調査実施要綱」及び「枚方市最低制限価格の設定に関する要綱」については、平成29年4月1日以降に総合契約検査室ホームページ・入札契約制度内「要綱等」に掲載する予定です。

問い合わせ先

財務部 総合契約検査室 契約課 工事グループ

電話：072-841-1345（ダイヤルイン）